平成２８年（フ）第５１３３号
東京都大田区羽田６丁目18－６－102
債務者　西岡　　進
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１３５号
東京都世田谷区砧７丁目５－16
債務者　三橋　孝文
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１３７号
東京都大田区大森中２丁目23－10－201
債務者　山口　秀幸
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１４０号
東京都豊島区雑司が谷３丁目22－17
債務者　川鍋　和也
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１４１号
東京都足立区東六月町８－４　ハイネス東六月Ｃ棟202
債務者　川島　弓枝（旧姓稲元）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１４２号
東京都江戸川区南小岩４丁目11－３　Ｌｕｃｅ１302
債務者　山口　　昇
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１４８号
東京都豊島区池袋１丁目16－32　ハイツ豊島
債務者　杉田　竜治
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１５０号
東京都豊島区長崎１丁目23－11－202
債務者　安田　良太
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１５２号
東京都練馬区下石神井４丁目13－15－102
債務者　磯村　晶子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１５３号
東京都墨田区東向島６丁目２－３
債務者　金子瑠璃子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１５４号
東京都足立区西竹の塚１丁目10－８－407
債務者　加藤　芳子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１５６号
東京都墨田区向島１丁目13－10－401
債務者　高橋　見奈
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６１号
東京都国分寺市西町５丁目14番地38レジデンス池谷201
債務者　秋山　由香（旧姓高舘）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
長崎県南島原市深江町戊2962番地15
債務者　伊藤　典久
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免388番地　森住宅１－２、前住所長崎県佐世保市小佐々町黒石169番地51
債務者　大山　健二
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係